

○安来市男女共同参画推進条例

平成26年3月26日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に関わる男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 市内において事業活動（非営利のものを含む。）を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者（親密な関係にあった者を含む。）から受ける身体的、精神的、経済的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること及び男女が個人として能力を発揮する機会が確

保されること。

- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力行為が根絶されること。
- (3) 妊娠、出産等に関し、男女が互いに理解を深め、性及び生殖に関する健康及び権利が尊重されること。
- (4) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、市又は民間の団体における政策及び方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、必要に応じ、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画施策については、市民、事業者等、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念についての理解を深め、その活動に当たり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前条各号に掲げる行為を助長する表現を用いないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、第16条に規定する安来市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

(啓発活動等)

第10条 市は、基本理念に関する市民及び事業者等の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(教育における配慮)

第11条 市は、学校教育及び社会教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(苦情への対応)

第13条 市長は、市が実施する施策に関する男女共同参画についての市民又は事業者等からの苦情の申出に対し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情の処理に当たり、第16条に規定する安来市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進のため、必要な調査研究に努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委員会の設置)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査し、及び審議するため、安来市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査し、及び審議すること。

(2) 市が実施する男女共同参画施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 第9条第2項及び第4項並びに第13条第2項の規定によりその権限に属させられた事務

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年安来市条例第48号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略